

仕 様 書

1 件名

平成31年度「とうきょう子育てスイッチ」等包括業務委託

2 契約期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

3 履行場所

子育て応援とうきょう会議事務局（以下、「事務局」という。）の指定する場所

4 委託内容

- (1) とうきょう子育てスイッチの保守・運用（別添1「とうきょう子育てスイッチ特記仕様書」のとおり）
- (2) 子育て協働フォーラム（別添2「子育て協働フォーラム特記仕様書」のとおり）

5 目的

(1) とうきょう子育てスイッチの保守・運用

子育て家庭が必要とする情報を、効果的にわかりやすく提供するとともに、子育て応援とうきょう会議の構成団体、協働会員への情報提供と情報発信の場を提供・運用し、ネットワーク作り及び協働を促進する。

また、子育て応援とうきょう会議に関する情報及びその取組内容を紹介することにより、社会全体で子育てを支援する気運の醸成を図る。

(2) 子育て協働フォーラム

本会議の協働会員を中心とした企業・NPO 団体等・構成団体（区市町村）の先駆的な協働の取組を紹介するとともに、お互いに顔の見える関係をつくることにより、自主的な協働の基盤づくりを行い、地域での気運醸成の取組を促進する。

6 支払方法

履行完了確認後、受託者からの請求書に基づき一括して支払う。なお、本契約の履行に係る費用の一切は、本仕様書上で特に明記するもの以外、契約金額に含むものとする。

7 貸付物件

- (1) 東京都公式ホームページ作成に関する統一基準
- (2) 東京都個人情報の保護に関する条例
- (3) 東京都サイバーセキュリティ基本方針

(4) 東京都サイバーセキュリティ対策基準

8 その他

(1) 一般的事項

- ア 受託者は契約後、事務局と協議の上、業務履行計画書を作成し、計画書に基づき計画的に業務を進めること。また、業務の進捗状況につき、定期的に事務局へ報告すること。
- イ 作業の実施時間、機会及び方法については事務局と十分に打合せを行うこと。
- ウ 関係法令等の定めに従い、業務の履行に当たり必要な関係官公署その他の関係機関への届出手続等を契約締結後速やかに行うこと。届出、手続等を行う際は、事前に事務局の承認を受けること。受託者は、本業務履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。
- エ 個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報に関する特記事項」に基づき、適正な手続きを行うこと。
- オ 委託業務の履行時に事故等が発生した場合には、速やかにその旨を事務局に報告し、その指示を受けること。
- カ 仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、事務局と協議の上、処理するものとする。

(2) 著作権・ホームページ等

- ア 「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」(以下、「統一基準」という。)に準拠すること。
なお、統一基準の優先度B(ホームページの作成の際、できる限り実施又は満たすべき項目)よりも、本仕様書を優先するものとする。及び「JIS X8341-3」に準拠すること。また統一基準の第3の2の(4)は適用しない。
- イ 本業務に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- ウ 別紙2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守すること。
- エ 平易なコーディングを行い、特定のアプリケーションでのみ利用可能な形式は不可とする。また、利用するアプリケーションソフトを提供すること。
- オ 個人情報の保護等、セキュリティ対策に万全を期すこと。万一事故が生じた場合には、直ちに必要な措置をとり、事務局へ報告すること。
- カ 外部ホームページへリンクを貼る際に、相手側の事前承認が必要な場合は、原則受託者が手続きを行うこと。
- キ 受託者は、事前に事務局による同意を得ることなく、セキュリティに関する事項を公表または、第三者に対して情報提供してはならない。

(3) 印刷物等

ア 印刷物の作成に当たっては、別紙3「印刷物作成時の遵守事項」によること。

イ 本契約の履行における物品等の調達及び自動車の利用については、別紙4「東京都グリーン購入推進方針」及び別紙5「環境により良い自動車利用」を遵守すること。

(4) 業務の引継又は終了

受託者と翌年度の受託者（以下「後任者」という。）が変更となる場合の引継については、以下のとおりとする。ただし、本事業が平成31年度途中で終了する場合は、終了の方法について委託者と協議し、必要な作業を行うこと。

ア 受託者は後任者に対し、本仕様書に記載されている業務に関し、後任者の委託契約開始日前までに書面により引継を完了しなければならない。ただし、特段の事情により、後任者が業務を開始する前までに引継が困難な場合は、両受託者で協議の上、早期に引継がなければならない。

イ 引継期間は、後任者決定日から委託契約開始日前日までとする。

ウ 引継に要する人件費等の経費は、両受託者のそれぞれの負担とする。

エ 受託者及び後任者は引継を実施又は受けた旨の報告を、後任者の委託契約開始日前までに、委託者へ行うこと。

オ 受託者は、電話番号、ホームページのドメイン及びメールアドレス等を後任者の委託契約開始日から後任者が引き継いで利用できる体制を整えること。

(5) 本委託業務の実施に当たっては、法令等を順守すること。

9 担当

子育て応援とうきょう会議事務局（東京都福祉保健局少子社会対策部計画課内）

安原、松土（直通）03-5320-4115